

(お知らせ)

福島第二原子力発電所における換気空調系ダクトの点検計画について

平成 20 年 10 月 30 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当所は、福島第一原子力発電所において屋外空調ダクト（本体）や屋外空調ダクト建屋貫通部から空気の漏えいが確認された一連の事象^{*1}を踏まえ、平成 20 年 11 月 4 日から平成 21 年 9 月 30 日までの予定^{*2}で、当所の屋内外に設置されている換気空調系ダクトの点検および漏えい予防作業^{*3}を実施することとしました。

具体的には、以下のダクト等を点検対象として抽出し、空気の漏えいの有無を確認するものです。

- ・ 管理区域の空気が流れている換気空調系ダクトで非管理区域に設置されている箇所
- ・ 非管理区域に給排気する換気空調系ダクトで管理区域の空気を吸い込む可能性のある箇所
- ・ 管理区域から非管理区域へダクトが建屋を貫通している箇所

点検結果につきましては、平成 20 年 11 月 4 日から平成 21 年 3 月 31 日までに点検した分を 4 月上旬頃に、平成 21 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに点検した分を 10 月上旬頃に、それぞれお知らせすることとします。

また、このたびの作業において、換気空調系ダクトから空気が漏えいしており、かつ、その空気から放射性物質が検出されたことが確認された場合には、すみやかにお知らせします。

以 上

* 1 一連の事象

福島第一原子力発電所は、4号機廃棄物地下貯蔵設備建屋の排気ダクトに穴が確認された事象（平成 20 年 3 月 12 日お知らせ済み）や 3 号機の活性炭ホールドアップ建屋の排気ダクトつなぎ目からの空気の漏えいが確認された事象（平成 20 年 5 月 13 日お知らせ済み）があったことから、平成 20 年 6 月より屋外空調ダクト（本体）および屋外空調ダクト建屋貫通部の点検作業を実施しました。

* 2 平成 20 年 11 月 4 日から平成 21 年 9 月 30 日までの予定

換気空調系ダクトの点検には足場の設置等が必要となるため、天候などの影響により点検期間が変更となる場合もあります。

* 3 漏えい予防作業

空調ダクトの接続部等に漏えい防止としてシール材（充填材）を塗布する作業等。